

平成30年版成果レポート（案）

環境生活部関係抜粋

平成30年6月

環境生活部

目 次

	頁
142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり ……	1
143 消費生活の安全の確保 ……	5
151 地球温暖化対策の推進 ……	9
152 廃棄物総合対策の推進 ……	13
154 大気・水環境の保全 ……	17
211 人権が尊重される社会づくり ……	21
212 あらゆる分野における女性活躍の推進 ……	25
213 多文化共生社会づくり ……	29
228 文化と生涯学習の振興 ……	33
255 協創のネットワークづくり ……	37

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 31 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故を無くすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成できなかったものの、前年度より改善し統計が残る昭和 29 年以降過去最少とすることができ、また、活動指標の目標値はほぼ達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数		75 人以下	70 人以下	0.81	65 人以下	60 人以下
	87 人	100 人	86 人			
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数					
30 年度目標値の考え方	平成 31 年 60 人以下の目標値達成へ向け、平成 29 年の実績や交通事故情勢を勘案し、65 人以下としました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数		9,100人 以下	8,600人 以下	1.00
9,604人	8,258人			7,199人			
高齢者交通事故死者数			38人 以下	35人 以下	0.95	33人 以下	30人 以下
	52人		52人	37人			
14202 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進（環境生活部）	飲酒運転事故件数		38件 以下	33件 以下	0.97	28件 以下	23件 以下
		44件	36件	34件			
14203 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	老朽化した信号制御機の更新数（累計）		56基	88基	1.00	120基	152基
		25基	34基	103基			
14204 交通秩序の維持（警察本部）	運転者のシートベルト着用率		97.9%	98.3%	0.99	98.7%	99.0%
		96.6%	96.9%	97.0%			

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	2,720	2,490	2,882	2,724	
概算人件費		91	100		
（配置人員）		（10人）	（11人）		

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「第10次三重県交通安全計画」をふまえ、年間を通じて、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践等に係る広報啓発に取り組み、交通事故死傷者数は12年連続で減少しました。引き続き、抑止効果の高い広報啓発に取り組み、交通事故防止につなげていく必要があります。
- ②県交通安全研修センターにおいて、地域や職域で活動する交通安全指導者の養成・資質向上研修を実施（156回）し、地域の交通安全教育に携わる人材を育成しました。また、幼児から高齢者までの幅広い県民に、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、特に高齢者に対しては、パークアンドバスライド方式を活用した高齢者重点プログラムを市町等との連携により実施し、加齢による身体機能の低下を自覚してもらい、運転免許証の自主返納（6,489件）にもつなげています。交通事故死者数に占める高齢者や交通弱者（歩行中、自転車乗用中）、シートベルト非着用者の割合が高いことから、引き続き、こうした特徴をふまえた取組を実施していく必要があります。

- ③地域で高齢者等に対する交通安全活動の中心的役割を担う「交通安全シルバーリーダー」を育成（144人）するとともに、警察や市町と連携した「シルバーリーダー連絡会議」の開催（11回）等を通じて、その活動を支援しました。引き続き、高齢者の交通事故防止に向け取り組んでいく必要があります。
- ④飲酒運転根絶に向け、規範意識の向上や知識の普及に取り組むとともに、再発防止のためのアルコール依存症に関する受診義務通知の発送や相談等に取り組みました。飲酒運転事故件数は減少傾向にあるものの、未だ根絶に至っていないことから、「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、引き続き取り組んでいく必要があります。
- ⑤子どもの交通事故防止のため、「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした出前方式等の参加・体験・実践型の交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。その結果、平成29年中の子どもの交通人身事故については、177件（対前年比4件減）と減少しました。引き続き、子どもの交通事故防止のため、効果的な交通安全教育・広報啓発活動を実施する必要があります。（交通安全アドバイザーによる子どもを対象とした交通安全教室実施回数：87回、参加者数：7,168人）
- ⑥交通の安全と円滑を図るため、信号機（4基）を新設するとともに、老朽化した信号制御機（69基）や信号柱（185本）の更新、摩耗した横断歩道（1,827本）の塗り替えを行うなど、交通安全施設の整備を推進しました。安全・安心な交通環境を実現するため、引き続き、老朽化した信号制御機・信号柱、摩耗した横断歩道等の計画的な更新・塗り替えなど、交通安全施設の整備を推進する必要があります。
- ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、速度超過等の悪質・危険な交通違反やシートベルトの着用に重点を置いた交通指導取締りを行いました。その結果、飲酒運転による交通人身事故は減少しましたが、飲酒運転による死亡事故が5件（対前年比4件増）発生と大幅に増加するなど飲酒運転の根絶には至らなかったほか、シートベルト着用率についても97.0%（前年96.9%）と前年より上昇したものの、目標値に達しなかったことから、交通指導取締りや関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を推進する必要があります。

・県民指標「交通事故死者数」については、目標値を達成することはできなかったものの、広報啓発活動による意識の高揚や、信号制御機、道路標識の更新等による交通安全施設の整備に取り組んだことなどにより、統計が残る昭和29年以降で過去最少の件数となりました。引き続き、ソフト、ハードの両面から効果的に取り組んでいきます。

平成30年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①県交通対策協議会の構成機関・団体との連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全ての座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民の交通安全意識の高揚を図ります。また、「第10次三重県交通安全計画」をふまえ、効果的な啓発活動を推進します。
- ②県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を育成します。また、交通安全教育機器を活用し、幼児から高齢者まで広く県民を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を展開します。
- ③高齢者の交通事故防止に向けて、「交通安全シルバーリーダー」の育成、資質向上に取り組めます。
- ④飲酒運転根絶に向け、規範意識の定着のための教育および知識の普及・啓発を行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診促進および飲酒運転とアルコ

ール問題に関する相談等の取組を推進します。

- ⑤交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を推進します。
- ⑥安全・安心な交通環境の実現に向け、老朽化した信号制御機や摩耗した横断歩道等の道路標示について、緊急性や優先度を勘案しながら、計画的な更新・塗り替えを推進します。
- ⑦交通事故の発生状況の分析に基づき、飲酒運転、横断歩行者等妨害、速度超過等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りのほか、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用に係る交通指導取締りを推進し、被害軽減を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 3

消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成し、活動指標の目標値もほぼ達成しているものの、依然として新たな消費者トラブルが発生し、消費者の不安感は拭えていないため、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合		53.5%	55.2%	1.00	64.0%	64.0%
	49.6%	50.7%	63.8%			
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合					
30 年度目標値の考え方	平成 29 年度実績値において平成 31 年度目標値をほぼ達成しているため、この水準を平成 31 年度まで維持することとして、平成 31 年度目標値と同じ数値を目標に設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (環境生活部)	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合	96.2%	97.0%	99.0%	1.00
14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (環境生活部)	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	92.4%	93.1%	93.1%	0.99	94.1%	95.0%
				92.7% (速報値)			

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	102	95	106	106	
概算人件費		146	137		
(配置人員)		(16人)	(15人)		

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「みえ・くらしのネットワーク*」に加入する消費者団体、事業者団体等の連携・協力を得て、5月の消費者月間に主要駅での街頭啓発(11団体)や記念講演会でのパネル展示(11団体)を実施しました。このほかにも、各団体の主催する消費関連イベントに県のブースを出展しました。引き続き、「みえ・くらしのネットワーク」各会員との連携・協力はもとより、さまざまな主体と連携し、消費者啓発の取組を推進していく必要があります。
- ②地域での啓発活動の担い手である「消費者啓発地域リーダー」を養成する講座を3地域で開催し、新たに10名と2団体の登録を得て、登録者数は51名と3団体になりました。地域の見守り力向上のためにも、引き続き地域リーダーの養成を進めることが必要です。また、地域リーダーにそれぞれの地域で活躍していただくため、啓発情報を提供するとともに、市町とも連携が図れるように支援していくことが必要です。
- ③消費生活出前講座(15回、492名)および青少年消費生活講座(8回、1,684名)を開催し、消費者啓発・消費者教育を行いました。また、小中学校において演劇による消費生活出前講座(8校)を行い、児童・生徒にインターネットやスマートフォン等による消費者トラブルの危険性を訴えました。講座による啓発の効果をより高めるためには、受講者の方が講座で得た知識を周囲の方に広めていただけるようにしていくことが求められます。そのほかにも、フリーペーパーにより消費者トラブル防止の啓発、消費者ホットライン「188(いやや!)」の周知を行いました。引き続き、さまざまな手段により、相談先の周知も含めた消費者トラブルに関する情報提供、啓発を行っていく必要があります。

- ④消費生活センターにおいて、平日および日曜日に消費生活相談（3,056件）を実施し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等を行いました。引き続き、消費者トラブルの防止・救済のため、消費生活相談を実施していく必要があります。
- ⑤特定商取引法に基づく呼出指導を2件、面接指導を126件、景品表示法に基づく指導を16件行いました。引き続き、適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、事業者を監視・指導していく必要があります。

・県民指標「消費トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合」について、幅広い啓発活動を行った結果、目標値を達成しました。引き続き、さまざまな手法で幅広い層に向けて効果的・継続的に啓発していくことが必要です。

平成30年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」をはじめ、多様な主体との連携・協力を強め、消費者トラブルの未然防止、拡大防止の啓発に生かしていきます。
- ②高齢者等の消費者トラブル防止に向けて、市町で実施される地域の見守り力向上の取組とも連携し、地域の中から啓発情報が発信されるような取組を行います。
- ③地域における消費者啓発・消費者教育として出前講座等を行います。また、教育機関との連携により、若い世代への消費者教育に取り組みます。ほかにも、さまざまなアプローチで消費者ホットライン「188（いやや!）」の周知なども含めた情報提供、啓発に取り組みます。
- ④県内消費者行政の中核センターである県消費生活センターにおいて専門的な相談対応を行うとともに、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行います。また、県民に身近な市町において消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤国、近隣県、警察、関係機関、関係部局等と連携して「悪質な商取引」や「商品・サービスに係る不適正な表示」について事業者の監視・指導を行います。加えて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

平成 31 年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。

また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値はほぼ達成し、活動指標の目標値についてもほぼ目標を達成している(見込)ことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	/	1,165 千 t-CO ₂	1,150 千 t-CO ₂	0.99	1,134 千 t-CO ₂	1,119 千 t-CO ₂
	1,144 千 t-CO ₂	1,148 千 t-CO ₂	1,157 千 t-CO ₂ (速報値)		/	/
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量					
30 年度目標値の考え方	国では、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスの排出量を 26%削減することとしており、家庭での取組を継続して促進しつつ、国の目標達成に資するよう目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		15101 温室効果ガス排出削減の取組推進(環境生活部)	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	/	+0.8% 以下 (27年度)	+1.2% 以下 (28年度)	1.00
		-0.5% (26年度)	-1.4% (27年度)	+1.2% (28年度)	/	/	
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進(環境生活部)	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数(累計)	/	4地域	6地域	1.00	8地域	10地域
		1地域	2地域	6地域		/	/
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進(環境生活部)	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	/	97.0%	98.0%	1.00	99.0%	100%
		95.8%	99.3%	98.8%		/	/
15104 環境教育の推進(環境生活部)	環境教育講座等参加者の満足度	/	100%	100%	0.98	100%	100%
		98.4%	99.7%	98.3%		/	/

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	429	701	629	569	/
概算人件費	/	119	110	/	/
(配置人員)	/	(13人)	(12人)	/	/

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ①平成27(2015)年のCOP21でパリ協定が採択され、平成28(2016)年5月には国の地球温暖化対策計画が閣議決定されました。2030年度に平成25(2013)年度比で26%削減する国の目標達成に向け、一層、温室効果ガス排出削減の取組を進めていく必要があります。
- ②大規模事業所における温室効果ガスの排出削減が進んできていますが、さらなる削減に向けた取組が必要です。また、中小規模の事業所における温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減のため、引き続き環境経営の促進に取り組む必要があります。
- ③県内の市町で電気自動車等の活用やLED照明の導入等が進んできていますが、さらに多くの市町等で低炭素なまちづくりの取組を広げていく必要があります。
- ④東日本大震災以降、県民の皆さんや事業者者に省エネルギーの意識が高まりつつありますが、より一層の省エネルギーの取組を促進する必要があります。
- ⑤世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、農林水産業、自然災害、健康などのさまざまな分野への影響が懸念されています。

⑥環境問題解決への具体的な行動を実践する人材を育てるためには、子どもたちを含めた環境教育が重要です。

- ・県民指標「家庭での電力消費による二酸化炭素排出量」については、省エネ等の取組が進んだものの、冬季（12～2月）の平均気温が平年を下回り、暖房による電気使用量が増加したことにより、目標値を僅かに達成できませんでした。引き続き、より一層省エネ等に取り組む必要があります。

平成30年度の実行方針

【環境生活部 副部長 笠谷 昇 電話：059-224-2620】

- ①「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進していきます。
- ②温室効果ガスの排出削減を進めるため、大規模事業所に対し地球温暖化対策計画書に基づく自主的な削減取組を促進するとともに、中小規模の事業所に対しては、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-E M S）*等の導入促進により、環境負荷低減の取組を進めます。
- ③市町等と連携して電気自動車等の活用やLED照明の導入等の省エネルギーに取り組む、低炭素なまちづくりの取組を広げていきます。また、県庁舎に電気自動車用急速充電器の整備を進めます。
- ④家庭での温室効果ガス排出削減の取組を促進するため、地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電取組や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの導入等を促進します。
- ⑤地球温暖化による影響の最新情報について、県民の皆さんや事業者等にわかりやすく提供することで、気候変動の影響の理解とその適応の取組を促進します。
- ⑥環境配慮行動の定着を図るため、県環境学習情報センターにおける講座において、E S D*等の取組を推進するとともに、県民の皆さんのニーズにあった学習メニューを実施していきます。

*「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者等のさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

平成 31 年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理 4 事案についても着実に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標の目標値をおおむね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量	/	289 千 t 以下	283 千 t 以下	0.98	277 千 t 以下	270 千 t 以下
	309 千 t	286 千 t	290 千 t (速報値)		/	/
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
30 年度目標値 の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成 31 年度目標値の達成に向けて、平成 30 年度目標値を 277 千 t 以下と設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15201 ごみゼロ 社会の実現（環 境生活部廃棄物 対策局）	1 人 1 日あた りのごみ排出 量（一般廃棄物 の排出量）	/	965g/ 人日以下	957g/ 人日以下	1.00	950g/ 人日以下	943g/ 人日以下
		959g/ 人日	950g/ 人日	936g/ 人日 (速報値)		/	/
15202 産業廃棄 物の 3 R の推進 （環境生活部廃 棄物対策局）	産業廃棄物の 再生利用率	/	43.2%	43.3%	1.00	43.4%	43.5%
		42.8%	43.7%	45.8% (速報値)		/	/

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15203 廃棄物処理の安全・安心の確保（環境生活部廃棄物対策局）	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率		100%	100%	1.00	100%	100%
		69.2%	100%	100%			
15204 不適正処理の是正措置の推進（環境生活部廃棄物対策局）	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率		56.3%	68.8%	1.00	75.0%	81.3%
		37.5%	50.0%	68.8%			

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	3,354	3,675	3,470	2,325	
概算人件費		803	757		
（配置人員）		（88人）	（83人）		

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量および最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあります。引き続き、循環型社会の実現に向けた取組を推進するとともに、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品廃棄物の削減、リサイクルに向けた取組等を促進する必要があります。
- ② RDF*焼却・発電事業について、関係市町のごみ処理が円滑に進むよう、安全で安定した運転の確保に努めるとともに、RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制構築に向けて、市町等が設置した検討会議等に参画し技術的支援を実施しました。今後も、安全で安定した運転の確保に努めるとともに、関係市町等のごみ処理体制構築に向けた技術的支援等を実施していく必要があります。
- ③ 災害廃棄物の処理について、発災後の迅速な復旧・復興につなげるため、災害廃棄物処理に関して精通し、かつ柔軟な発想力と決断力のある人材の育成・確保に向け、災害時マネジメント力を育成するための研修等を継続的に行いました。また、県と応援協定を締結している民間団体や市町等と図上訓練等を実施しました。引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、適正かつ円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが必要です。
- ④ 産業廃棄物の3Rの推進により、再生利用率は向上しましたが、排出量や最終処分量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量、最終処分量の削減等に向け、排出事業者の一層の取組が求められます。また、枯渇性資源の循環利用や未利用エネルギーの有効活用などを推進するとともに、PCB廃棄物の処分期間内の適正処理を促進する必要があります。
- ⑤ 排出事業者の処理責任の徹底に向け、事業者、関係団体への働きかけや研修会等を通じて、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、優良認定取得の手引きを改定するなど、処理業者の育成・支援を行いました。引き続き、電子マニフェスト*や優良認定処理業者*の活用を促進する必要があります。

⑥産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、依然として後を絶たない状況です。引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。

⑦過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

・県民指標「廃棄物の最終処分量」については、目標値を達成することができませんでした。一般廃棄物は3Rの取組により削減されている一方、産業廃棄物は事業活動により影響を受けることがあり、明確な削減傾向が見られませんでした。引き続き、3Rの取組に加え、天然資源の使用量の抑制など、循環の質にも着目した取組を進める必要があります。

平成30年度の取組方向【環境生活部廃棄物対策局 次長 長崎 敬之 電話：059-224-2375】

- ①平成27（2015）年度に策定した廃棄物処理計画に基づき、3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品廃棄物の削減、リサイクルの取組等を促進します。
- ②RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等で設置した検討会議等に参画し技術的支援を実施していきます。
- ③大規模災害時に備え災害廃棄物の適正かつ円滑な処理が実施されるよう、国や近隣県、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、災害廃棄物処理に精通した人材の育成や、市町等職員の災害対応力を高める取組を進めます。
- ④事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政等のさまざまな主体との協創による、地域特性や資源の性状に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に向けた取組を促進します。また、PCB廃棄物の早期適正処理を促進するため、PCB使用電気機器を保有している可能性のある事業所を対象に実態調査等を実施します。
- ⑤排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、処理業者の優良化を図り、廃棄物処理に係る県民の安全・安心を確保します。
- ⑥産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、厳正な監視指導を行うとともに、市町、県内自主活動団体等のさまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案について、2022年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施し、対策工事の効果確認を行います。

*「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

【担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

平成 31 年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標値を達成できませんでしたが、生活排水処理施設の整備が進むなどの活動指標の達成状況もふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	96.1%	93.0%	94.0%	0.96	95.0%	97.0%
		96.1%	90.2% (速報値)			
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合*					
30 年度目標値の考え方	各種施策を講じることにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざして目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		15401 大気・水環境への負荷の削減（環境生活部）	大気・水質の排出基準適合率	/	100%	100%	1.00
		99.9%	99.9%	100%	/	/	
15402 自動車環境対策の推進（環境生活部）	NOx・PM法*対策地域全体の大気環境基準達成率	/	100%	100%	1.00	100%	100%
		100%	100%	100% （速報値）		/	/
15403 生活排水対策の推進（環境生活部）	生活排水処理施設の整備率	/	83.5%	84.5%	0.99	85.5%	86.5%
		82.6%	83.5%	84.4% （速報値）		/	/
15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進（環境生活部）	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	/	30,250人	31,500人	0.83	32,750人	34,000人
		26,629人	64,067人	26,272人		/	/
15405 環境保全のための調査研究成果の還元（環境生活部）	大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数	/	6件	6件	1.00	7件	7件
		4件	6件	7件		/	/

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	13,137	14,659	13,393	16,794	/
概算人件費	/	1,278	1,287	/	/
（配置人員）	/	（140人）	（141人）	/	/

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ①大気環境について、33測定局（うち四日市市11局）で測定したところ、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等項目については、すべての測定局で環境基準に適合する見込み（速報値）であり、おおむね良好な大気環境が維持されています。光化学オキシダント*については、濃度が高くなると予測された時に予報の発令（延べ1日5地域）を行いました。引き続き、発令等を的確に行うとともに、原因物質の排出抑制に取り組む必要があります。
- ②水環境について、河川、海域および地下水の水質常時監視を行ったところ、河川におけるBOD*、海域におけるCOD*の環境基準達成率はそれぞれ92%、38%（速報値）でした。海域の環境基準達成率は近年50%前後と低く、特に閉鎖性海域である伊勢湾では大規模な貧酸素水塊も発生していることから、今後も水環境の改善を進める必要があります。
- ③工場・事業場に対し排出ガスや排出水の検査を伴う立入検査（大気関係34および水質関係211工場・事業場）を実施したところ、排出ガスについてはすべての事業所において排出基準を満たしていましたが、排出水については4事業所に基準の超過があり、改善指導を行いました。引き続き、

法令遵守の徹底やコンプライアンス意識の向上を図る必要があります。

- ④大規模開発や工作物の新設等の事業(9件)について、三重県環境影響評価委員会の答申を受けて、知事意見を述べました。今後も、該当する事業については、環境に大きな影響を与えるおそれがあることから、適正な環境配慮を促す必要があります。
- ⑤NO_x・PM法対策地域内において、自動車から排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質は年々減少し、二酸化窒素は7年連続、浮遊粒子状物質は6年連続で環境基準を達成する見込み(速報値)です。引き続き、総量削減計画の目標である、2020年度における対策地域全体での環境基準の確保に向けて、総排出量および大気環境の状況を注視していく必要があります。
- ⑥生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を促進するとともに、県費上乘せ補助制度により単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を進めました。引き続き、生活排水処理施設の整備を促進する必要があります。
- ⑦「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、関係機関、民間団体等と連携し、県内の海岸漂着物等の回収処理を進めるとともに、発生抑制対策として、東海三県のFMラジオを活用した広報活動とシンポジウムを組み合わせた啓発キャンペーン「CLEAN UP ISEWAN」を展開しました。「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」等の取組においては、三県一市の連携により実施し、県内で26,272名の参加がありました。伊勢湾の再生に向けては、一人でも多くの方が伊勢湾を守ろうという意識を持つことが重要であることから、引き続き、取組の拡大を図る必要があります。
- ⑧環境保全に係る調査研究について、外部識者等で構成する研究評価委員会で評価を受けながら、その成果を学会での発表や研究所年報に掲載するほか企業等へ発信しました。また、伊勢湾の貧酸素水塊の発生等に係る調査研究を実施しましたが、発生原因の究明や対策の検討に向けては、さらなる知見の蓄積が必要です。引き続き、目標達成のため調査研究を遂行し、成果を情報発信する必要があります。

・県民指標「大気環境および水環境に係る環境基準の達成率」については、目標値を達成できない見込み(速報値)です。その理由として、近年、環境基準値を下回っていた河川や海域の数地点において、降水量等の影響により、基準値を若干上回ったためと考えられます。引き続き、汚濁負荷の削減に取り組んでいきます。

平成30年度の取組方向

【環境生活部 副部長 笠谷 昇 電話：059-224-2620】

- ①大気環境について、33測定局(うち四日市市11局)で大気汚染の状況をモニタリングするほか、排出ガスを多量放出する工場・事業場の常時監視を行います。光化学オキシダントやPM_{2.5}(微小粒子状物質)*の濃度が上昇した際は、県民の皆さんに予報等を発令するなど迅速な情報提供に努めます。
- ②水環境について、公共用水域(河川、海域)および地下水の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。また、第8次水質総量削減計画に基づき伊勢湾の汚濁負荷削減等に取り組めます。
- ③工場・事業場に対し、排出ガスや排出水の検査を伴う立入検査を実施し、法令遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上等を図ります。また、大気汚染防止法の改正により水銀排出施設が規制されることから、新たに、当該排出ガスの検査を伴う立入検査をします。
- ④環境に著しい影響を与えるおそれのある一定規模以上の開発事業等を対象として、環境への負荷をできる限り低減させることを目的に、環境影響評価を実施します。

- ⑤自動車環境対策について、NO_x・PM法対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況および地域全体での環境基準の確保状況を把握するなど、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の進行管理を行います。
- ⑥生活排水対策について、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して下水道、集落排水施設等の集合処理施設や浄化槽の効率的・効果的な整備を進め、未整備人口の解消を図ります。また、県費上乗せ補助制度により合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理の指導を行います。
- ⑦伊勢湾の再生に向け、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充していきます。また、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により展開し、参加者の拡大を図っていきます。引き続き、国の補助金を活用して回収・処理および発生抑制対策事業を実施します。
- ⑧光化学オキシダント、PM_{2.5}等の大気環境および伊勢湾の水質改善、貧酸素水塊等の水環境に関する課題に対応した調査研究ならびに検査精度の確保に係る研究事業を行い、得られた成果を行政課題の解決に役立てていきます。将来の課題解決に向けて技術力の維持向上に努め、研究成果を公表して県民の皆さんに還元していきます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

【担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

平成 31 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権尊重の視点に立ったまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値は達成できませんでしたが、活動指標の目標値をほぼ達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標達成状況	目標値実績値	目標達成状況	目標値実績値	目標値実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合		39.5%	40.5%	0.91	41.5%	42.5%
	38.5%	39.2%	36.8%			
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
30 年度目標値の考え方	さまざまな人権施策等を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第 1 回～第 4 回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年 1 ポイント、4 年間で 4 ポイント増加させることをめざし、平成 30 年度の目標値を 41.5%と設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数	34 団体	35 団体	35 団体	1.00
21102 人権啓発の推進（環境生活部）	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度	97.0%	98.0%	99.0%	0.98	100%	100%
21103 人権教育の推進（教育委員会）	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合	73.3%	82.2%	90.1%	1.00	96.6%	100%
21104 人権擁護の推進（環境生活部）	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度	95.6%	97.0%	98.0%	0.99	99.0%	100%

（単位：百万円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	607	565	535	559	
概算人件費		575	557		
（配置人員）		（63 人）	（61 人）		

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき人権施策を推進し、県民の人権意識は高まりつつありますが、子ども、障がい者、高齢者等の人権問題やインターネット上の人権侵害など、さまざまな人権問題が存在しています。人権が尊重される社会の実現には、住民組織や NPO 等のさまざまな主体とも連携を図りながら、人権尊重の視点に立った行政を推進していく必要があります。
- ②住民のあらゆる活動に人権尊重の視点が根づくよう、地域における研修会等に講師派遣による支援（35 団体）を行いました。人権が尊重されるまちづくりの取組を県内全域に広げていくためには、事業の活用等を通じて、さまざまな主体による主体的な取組を促進していく必要があります。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、さまざまな手法を活用して人権啓発に取り組みましたが、人権問題は多様化しており、県民の理解と認識を深めていくことができるよう、引き続き、効果的に人権啓発を推進していく必要があります。
- ④子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができるよう、「人権教育ガイドライン」を作成し、各学校へ配付しました。今後も教育活動全体を通じた取組を学校・家庭・地域が一体となって推進する必要があります。

⑤人権に関するさまざまな相談に対応するため、相談機関の相談員等を対象に資質向上を図るための講座の開催（12講座）等に取り組みましたが、相談内容は多様化・複雑化しており、引き続き、相談員等の資質向上を図るための支援や、関係機関等との連携強化を図っていく必要があります。

・県民指標「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」が未達成となった原因について、「みえ県民意識調査」の結果では特定することができませんが、社会全体としての人権が尊重される社会の実現等に関する幸福実感は高まってきていることから、県民一人ひとりの人権問題に対する意識をふまえながら、全ての人が個人として尊重される社会の実現に向けた取組を総合的に推進していく必要があります。

平成30年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①人権が尊重される社会を実現するため、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策の進捗管理を行うとともに、さまざまな主体と連携・協働して取組を進めます。
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、講師派遣による支援を行うとともに、優れた取組事例を参考にして、人権が尊重されるまちづくりの実践が他の団体でも促進されるよう、情報収集や周知啓発に取り組みます。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、国や市町、さまざまな主体とも連携しながら、具体的な人権課題に即し、県民に親しみやすくわかりやすいテーマや表現を用いるなど、創意工夫を凝らして人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- ④「人権教育ガイドライン」を参考にして、学校における人権教育カリキュラムの作成をさらに進め、教育活動全体を通じた人権教育を展開します。また、各県立学校および中学校区の人権教育推進協議会において、学校・保護者・地域住民等が人権教育の取組内容を協議・共通理解し、子どもの自尊感情を高める活動等に取り組みます。
- ⑤多様化する人権相談に的確に対応することができるよう、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図るとともに、情報共有の場づくりなどを通して、県の関係機関をはじめ国や市町等との連携強化に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

【担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参画し、共に責任を担い活躍しています。

平成 31 年度末での到達目標

行政や企業、各種団体等において、政策や方針の決定過程への女性の参画が拡大しているとともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりが進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標値を達成できませんでしたが、92%の達成状況であったことや活動指標の達成状況をふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
あらゆる分野 で女性の社会 参画が進んで いると感じる 県民の割合	/	41.4%	43.4%	0.92	45.4%	47.4%
	39.4%	39.9%	39.8%		/	/
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	「みえ県民意識調査」で、あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
30 年度目標値 の考え方	あらゆる分野での女性活躍の取組をふまえ、過去（第 1 回～第 4 回）の「みえ県民意識調査」における幸福実感指標の伸び率上位 5 項目の平均である 2 ポイントの上昇をめざし、45.4%と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21201 政策・方 針決定過程への 女性の参画 (環境生活部)	県・市町の審 議会等におけ る女性委員の 割合（創 17）	/	27.2%	28.0%	0.98	28.7%	29.4%
		26.5%	26.7%	27.3%		/	/

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進（環境生活部）	男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度		新規参加者数 321人 満足度 95.5%	新規参加者数 337人 満足度 97.0%	1.00	新規参加者数 353人 満足度 98.5%	新規参加者数 370人 満足度 100%
		新規参加者数 300人 満足度 84.0%	新規参加者数 330人 満足度 98.8%	新規参加者数 347人 満足度 98.0%			
21203 職業生活等における女性活躍の推進（環境生活部）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計）（創17）		140団体	441団体	1.00	513団体	531団体 <487団体>
		41団体	343団体	494団体			
21204 性別に基づく暴力等への取組（環境生活部）	性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）		12団体	24団体	1.00	40団体	49団体
		—	13団体	30団体			

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	155	207	161	168	
概算人件費		173	183		
（配置人員）		（19人）	（20人）		

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ①平成29（2017）年3月に「第2次三重県男女共同参画基本計画」を改定し、6月には「第二期実施計画（改訂版）」を策定しました。本実施計画に基づく男女共同参画施策の一層の推進に向け、庁内への働きかけや進捗管理をさらに図っていく必要があります。
- ②性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、多様な人々が参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、県の各部局をメンバーとする「三重県ダイバーシティ社会推進本部」を設置するとともに、平成29（2017）年12月に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定しました。今後は、各部局等と連携し推進方針の展開を図っていく必要があります。（創17）
- ③県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、防災分野における男女共同参画をテーマとしたフォーラムや各種講座（18回）や出前トーク（122回）等を実施しました。しかし、いまだに固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることから、引き続き、男女共同参画意識の普及啓発を図っていく必要があります。

④平成 29 (2017) 年 9 月に開催した「みえの輝く女子フォーラム 2017」(参加者数 400 名)において、新たに 10 名の働く女性のロールモデルを創出しました。今後、ロールモデルとして広く県内にその浸透を図るとともに、さらに幅広い分野での女性人材の掘り起こしも必要です。また、県内企業・団体等で構成する「女性の活躍推進三重県会議」は新規会員も増加し、女性の活躍推進に向け取組を進めていますが、今後、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一般事業主行動計画の策定にもつながるよう、経営者層の意識改革にも一層取り組んでいく必要があります。(創 17)

⑤性犯罪・性暴力の被害に遭われた方が安心して相談できる「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度を向上させるため、広報啓発カードの配布や電車内での広告を行うとともに、出前講座を開催(20 回)し、支援内容等を紹介しました。こうした取組により、相談件数は堅実に推移し、他機関との連携体制の構築が促進されました。引き続き、性犯罪・性暴力の被害者等に寄り添った支援を実施していく必要があります。

⑥DV*被害者支援について、行政・警察・司法・医療および福祉施設等による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第5次計画)」の進捗状況を確認し、情報共有・意見交換等を行うとともに、女性(婦人)相談員等の専門性向上のための研修を行いました。今後も、DVや性暴力・性犯罪を防止するための啓発を行うとともに、法令等最新の知識を習得し、多様化、複雑化する相談に対し、適切な情報提供を行うなど、関係機関と連携し、被害者支援を推進する必要があります。

・県民指標「あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合」については、目標値を達成することができませんでした。引き続き、あらゆる分野で女性の社会参画が進むよう一層取組を進めていく必要があります。

平成 30 年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

①「第二期実施計画(改訂版)」をふまえ、男女共同参画施策の一層の推進をめざし、各部局と連携して計画の着実な実行に取り組むとともに、市町に対しては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の策定などの取組が進むよう、それぞれの実情に応じた支援を行っていきます。

○②ダイバーシティ社会の実現に向けて、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、その考え方の浸透を図るため、ワークショップの開催や情報発信等を行い、県民の皆さんと共に取組を進めていけるよう気運醸成などを図ります。(創 17)

③県男女共同参画センター「フレンテみえ」と密接な連携のもと、指定管理事業の実施などを通じ、男女共同参画意識の一層の普及啓発に努めます。

○④働く女性のロールモデルが、地方ではまだ少ないことから、引き続き、ロールモデルの発掘や周知を行うとともに、関係機関等と連携しながら、あらゆる分野における女性活躍の推進に取り組みます。(創 17)

⑤「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度を向上させ、一人でも多くの被害者等に寄り添える支援ができるよう、相談体制を充実させるとともに、関係機関と連携を一層密にして、より充実した支援体制を行っていきます。

⑥「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第5次計画)」に基づき、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行うとともに、DV被害者の適切な保護・自立支援を行えるよう、関係機関と連携した取組を進めていきます。

*「○」のついた項目は、平成 30 年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

平成 31 年度末での到達目標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成し、活動指標も目標値をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
多文化共生の 社会になって いると感じる 県民の割合		30.1%	31.1%	1.00	32.1%	33.1%
	29.1%	30.0%	31.1%			
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
30 年度目標値 の考え方	多文化共生に係る取組を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第 1 回～第 4 回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年 1 ポイント、4 年間で 4 ポイント増加させることをめざし、平成 30 年度の目標値を 32.1%と設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援（環境生活部）	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	/	98.5%	99.0%	0.99
		97.9%	98.4%	98.6%	/	/	
	医療通訳者が常勤している医療機関の数（累計）	/	7機関	8機関	1.00	9機関	10機関
		6機関	6機関	9機関		/	/
21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援（教育委員会）	日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	/	100%	100%	未確定	100%	100%
		94.9%	95.8%	集計中		/	/

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	112	93	84	93	/
概算人件費	/	91	91	/	/
（配置人員）	/	（10人）	（10人）	/	/

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づく多文化共生への取組や、三重県からの私費海外留学生や外国人留学生への奨学金の給付など人材の育成に取り組みました。県内の外国人住民数が平成26年から再び増加に転じる中、多文化共生社会づくりを進めるため、さまざまな主体との連携をより一層推進する必要があります。
- ②外国人住民等に必要情報を多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）で提供するとともに、多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントを伊賀市で開催しました。外国人住民が地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、必要な多言語情報を引き続き提供し、文化の違いや多様性を学び合う機会の創出に努める必要があります。
- ③市町、関係団体、企業、NPO等のさまざまな主体と連携し、医療通訳の育成（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語）や外国人住民に対する災害時支援体制の整備、消費者被害防止のための研修会の開催に取り組みました。県内の外国人住民は中長期にわたって在留する割合が高く、さまざまな生活場面で生じる課題に引き続き対応していくなど、外国人住民が安心して地域社会の一員として活躍することができるよう、外国人住民の安全・安心な暮らしに向けた支援に取り組む必要があります。
- ④県内において、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍数は増加しており、学校生活への適応や保護者への支援などについて、専門性の高い相談員を配置するなど継続した取組を行っていく必要があります。

⑤日本語指導が必要な外国人児童生徒の日常生活に必要な日本語の習得や、学習活動において日本語で学ぶ力を育成するため、小中学校教職員を対象とした研修会等を県内5か所で開催し、効果的な日本語指導や授業改善の工夫について紹介するとともに、日本語指導の指導者を養成する国の研修を本県で実施しました。また、高等学校では、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（JSLカリキュラム*）に係る研究成果の普及・定着を図りました。さらに、社会的自立を支援するため、7市教育委員会と連携し、生徒の日本語力等に関する情報について中学校から高等学校への引継ぎが進められるよう取り組みました。今後も、小・中・高等学校が連携しながら、適切な支援が行えるよう、児童・生徒の情報を円滑に引き継いでいく必要があります。

・県民指標「多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合」については目標値を達成することができました。この設問に対して、「わからない」と答えた方が依然として25%を超えているため、引き続き、多文化共生社会づくりに向けた取組を広く発信していく必要があります。

平成30年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①平成29年度に策定した「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に掲げられている視点などもふまえつつ、「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づき、外国人住民が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりなどに、県内市町や他県等のさまざまな主体と連携して取り組みます。また、県内から海外の大学へ留学する留学生や県内の大学等に在籍する外国人留学生等に対して奨学金を給付するなど、多文化共生社会づくりに資する人材の育成に取り組みます。
- ②外国人住民が地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、必要な情報を多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）において適切に提供します。また、外国人住民が活躍するために必要な日本語学習等の機会を提供するとともに、日本人住民と外国人住民の交流を通じて、多文化共生に関する意識の醸成を図ります。
- ③外国人住民が安全・安心に生活することができるよう、医療通訳の育成に引き続き取り組むとともに、防災意識の向上や消費者被害の防止のための啓発等について、市町、関係団体、企業、NPO等のさまざまな主体と連携して進めます。
- ④外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、小中学校においては、外国人児童生徒巡回相談員を外国人児童生徒の在籍状況に応じて計画的・効果的に派遣して学習支援等を行うとともに、高等学校においては、外国人生徒支援専門員を拠点校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行います。
- ⑤市町等教育委員会担当者および教職員対象の研修会等で、日本語で学ぶ力を育む授業の普及に加え、児童生徒の日本語能力に応じた特別の教育課程を編成・実施している事例等、優れた取組の普及を図ります。また、外国人住民が多く在住する市町で開催される外国人児童生徒を対象にした進路ガイダンスを支援します。さらに、中学校と高等学校間での生徒の情報の引継ぎについて、アンケート調査を実施し、効果を検証するとともに、情報の円滑な引継ぎを促進します。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

世代や障がいの有無、国籍などにとらわれず、あらゆる県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、文化活動や学びの成果を生かし、ライフステージ等に応じて地域のさまざまな活動を主体的に支えています。

平成 31 年度末での到達目標

多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさや生きがいを実感している県民が増加するとともに、三重の文化の素晴らしさや学習する楽しさが再認識され、その魅力や知識が磨き上げられて、文化を通じた交流や学習成果を生かす機会が活発になっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値をほぼ達成し、活動指標の目標値はすべて達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	/	97.0%	97.0%	0.99	97.0%	97.0%
	95.5%	95.9%	96.8%		/	/
目標項目の説明と平成 30 年度目標の考え方						
目標項目の説明	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、その内容について「満足」、「やや満足」と回答した人の割合					
30 年度目標値の考え方	魅力ある文化にふれる機会や多様な学びの機会を提供することによって、第一次行動計画期間中の実績値を上回り、平成 27 年度現状値から 1.5 ポイント増の 97%以上を維持することをめざし、目標値として設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		22801 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	県立文化施設の利用者数	/	137.0万人	138.0万人	1.00
		137.7万人	146.0万人	156.0万人	/	/	
22802 文化財の保存・継承・活用（教育委員会）	文化財情報アクセス件数	/	210,000件	216,000件	1.00	222,000件	228,000件
		202,960件	213,536件	218,189件		/	/
22803 学びとその成果を生かす場の充実（環境生活部）	みえ生涯学習ネットワーク登録会員数（累計）	/	140会員	150会員	1.00	160会員	170会員
		128会員	145会員	156会員		/	/
22804 社会教育の推進と地域の教育力の向上（教育委員会）	地域の教育関係者のネットワークへの参加者数（累計）	/	200人	300人	1.00	400人	500人
		—	220人	305人		/	/

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	3,188	2,469	2,206	2,386	/
概算人件費	/	1,278	1,250	/	/
（配置人員）	/	（140人）	（137人）	/	/

平成29年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①「新しいみえの文化振興方針」に基づき、文化振興を担う専門人材や次代を担う若い世代の育成を図るとともに、県総合博物館や県立美術館、県総合文化センターの文化交流ゾーンに関して平成28年度に構築した運営の仕組みに必要な体制を整えました。今後とも「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に重点的に取り組み、同方針の具現化を図っていく必要があります。
- ②県立文化施設においては、各施設の特性を生かして、質の高い多彩な公演や、三重の自然や歴史文化、県ゆかりの偉人・作家等をテーマに実物資料・美術作品を紹介する展覧会を開催するとともに、県内高等教育機関や博物館等と連携して多様な学びの機会を提供しました。引き続き、魅力的な公演・展覧会等を開催することにより、利用者の拡大を図るとともに、県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えるため、さまざまな学習機会の提供や学習情報の発信に取り組んでいく必要があります。
- ③県にとって歴史的・文化的に重要なものを、県指定文化財として3件指定しました。また、国の指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的な支援を行いました。なかでも、専修寺御影堂・如来堂については、津市および所有者へ技術的支援を行い、国宝として指定されました。今後も、文化財を適切に守り続けることはもとより、文化財をより一層活用した地域づくりがなされるよう、支援を行っていく必要があります。

④社会教育担当の市町職員や社会教育委員等を対象に研修や情報交換を実施し、資質向上と連携強化を図りました。また、学校や地域で子どもの学びを応援する人の交流会を開催するとともに、人材のネットワーク構築を図り、地域の教育力向上に努めました。今後も引き続き、多様で幅広い人材のネットワーク構築をめざし、地域人材の発掘・育成を進めていく必要があります。

⑤県立青少年教育施設である鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家では、指定管理者制度のもと、集団宿泊体験および自然体験活動等の機会を提供することにより、心身ともに健全な青少年の育成を図りました。今後も引き続き、指定管理者と連携し、自然体験活動等の充実に努めるとともに、鈴鹿青少年センターにおいては、これまで果たしてきた役割をふまえ、今後の県民サービス向上や、効率的な運営管理が図れるよう、民間による有効活用も視野に入れた見直しの方向性を検討する必要があります。

・県民指標「参加した文化活動、生涯学習に対する満足度」については、昨年度より上昇したものの、目標値を達成することができませんでした。引き続き、来館者の意見をふまえて、展示内容や観覧環境の改善等に取り組んでいく必要があります。

平成30年度の取組方向

【環境生活部 副部長 笠谷 昇 電話：059-224-2620】

- ①2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムの認証制度等を活用しながら、「新しいみえの文化振興方針」に掲げた5つの方向、中でも、「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に重点的に取り組みます。「人材の育成」については、文化振興を担う専門人材や次代を担う若い世代の育成に取り組みます。また、「文化の拠点機能の強化」については、各県立施設が、それぞれの独自性を生かして、②～⑥のとおり多彩で魅力的な公演や展示、講座等を開催するとともに、文化交流ゾーン構成施設に関して平成28（2016）年度に構築した仕組みに基づいて運営していきます。
- ②県総合文化センター（文化会館、生涯学習センター）においては、音楽や演劇、伝統芸能など、多彩で魅力的な文化芸術公演や、県内高等教育機関や博物館等と連携したセミナー、子どもたちが本物の文化を体験できるアウトリーチ*事業等を実施し、県民の皆さんに多様な文化と学びの場を提供していきます。
- ③県総合博物館においては、活動理念である「ともに考え、活動し、成長する博物館」のもと、多様な主体や利用者との連携・協創を進め、松浦武一郎の生誕200年を記念した展覧会をはじめ、三重の多様で豊かな自然や歴史文化等をテーマにした魅力的な展覧会や教育事業、アウトリーチ活動を行っていきます。
- ④県立美術館においては、絵本やイラストレーションの世界で注目されている気鋭のアーティストや本県ゆかりの偉人にちなんだ展覧会のほか、文化・教育関係機関をはじめとする多様な主体と連携した参加体験型の教育普及活動等、幅広い関心層に応えることができる展示、普及活動に取り組みます。
- ⑤斎宮歴史博物館においては、平安時代の貴族社会の風習を紹介する展覧会や、さいくう平安の杜等を活用した地域との連携事業、歴史体験プログラム等の教育普及事業を実施するなど、斎宮の魅力を発信していきます。
- ⑥県立図書館においては、県内図書館職員を対象にした研修を実施するほか、広域ネットワークの活用により県内図書館の利用拡大を図るとともに、全県域へのサービス、先進的なサービスを提供します。
- ⑦修理や補強が必要な文化財に対し財政的・技術的支援を行い、文化財が末永く守り伝えられる基盤を築くとともに、地域の財産として文化財が今後より一層活用されるよう、県内の有形・無形・民俗文化財などその価値についての情報発信を積極的に進めます。
- ⑧学校や地域で子どもの学びを応援する人の交流会の充実を図るため、高等教育機関や地域団体等の連携を進めながら、地域人材のネットワークの裾野を拓げます。また、地域と学校の連携・協働を進めるコーディネーター研修等の充実を図るとともに、市町や関係機関等と連携して、時代の変化に対応した地域人材の発掘と育成を進めます。

⑨鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家において、自然の中での体験活動や集団宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。また、鈴鹿青少年センターについては、民間による有効活用も視野に入れ、必要な機能の検討、現在の利用に関わるさまざまな関係者との意見交換・調整や、公共施設運営管理面において先進的な取組を実践している官民連携事例の視察など行い、施設見直しに係る方向性を定めていきます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

また、地域をより良くしようと思う県民の皆さんが、地域の将来の担い手である若者と共に地域の課題解決に取り組んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPOの活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、互いの力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標の目標値を達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地域活動等を行っている県民の割合	19.7%	20.7% 20.4%	21.7% 22.3%	1.00	22.7%	23.7%
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、NPO活動・ボランティア活動・市民活動などの地域をより良くするための活動への参加について、「している」「どちらかといえばしている」と回答した県民の割合					
30 年度目標値の考え方	NPO活動の啓発等を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」の当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年1ポイント、4年間で4ポイント増加させることをめざし、平成30年度の目標値を22.7%と設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		25501 県民の社会参画の促進（環境生活部）	NPO法人活動への支援としての会費収入等	/	426,000 千円	433,000 千円	1.00
		426,149 千円	579,650 千円	446,117 千円	/	/	
25502 若者の地域活動への参画促進（戦略企画部）	若者との協創により地域活動に取り組んだ件数（累計）	/	2件	4件	1.00	6件	6件
		—	2件	4件		/	/

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	61	61	62	63	/
概算人件費	/	46	46	/	/
（配置人員）	/	（5人）	（5人）	/	/

平成29年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①地域課題に取り組むNPOの活動成果を共有するための発表会として「三重NPOグランプリ」を実施するなど、NPO活動について啓発や情報発信に取り組みましたが、NPOの活動に対するさらなる理解の促進が必要です。また、各地域においてNPOの活動がより活発になるよう、中間支援団体において、地域性や団体の特性に応じた専門的な支援も引き続き必要です。
- ②地域の課題解決に向けた「協創の場」づくりを進めるため、多気町・いなべ市（平成28年度、平成29年度）、桑名市・津市（平成29年度）において、若者と地域づくりを進めたいと考える地域の団体等とともに実践活動の企画を行い、高等教育機関等と連携して若者を募集し、活動を実施しています。若者の地域活動への参画を促進し、若者との協創が地域の課題解決につながるよう、引き続き支援していく必要があります。

・県民指標「地域活動等を行っている県民の割合」については、着実に増加し、目標を達成することができました。

平成30年度 of 取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①みえ県民交流センター*において、NPOや市民活動についてわかりやすい情報の発信に努めるとともに、NPOの運営基盤の充実・強化（人材育成や資金調達など）や県内中間支援団体の機能向上・連携交流を図り、NPOが活動しやすい環境整備に取り組めます。あわせて、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」の観点から、それぞれの力が発揮されるようNPO、企業等の連携交流を進めます。
- ②引き続き、若者と地域との協創による実践活動に取り組み、地域の課題解決につなげていきます。また、こうした協創の取組が全県に広がるよう情報発信していきます。

*「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。